

岩手県告示第205号

災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定により、平成23年3月11日の平成23年東北地方太平洋沖地震により災害が発生した宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村及び九戸郡洋野町の区域内において救助を行う。

平成23年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也